

三好市総合計画基本計画

(平成25年度～平成29年度)



第1章

定住と交流を育む

まちを目指して

第1節 土地利用の促進

1 中心市街地および集落の整備

現状と課題

三好市の地域集落形態の特徴は、人口や経済、政治機構の集中した平坦市街地域とやや市街化傾向にあるその周辺地域集落、そして過疎が進む山間地域平坦集落と山間地域の急傾斜地集落の4形態により構成されています。

市には平成24年4月1日現在473の自治会があり、地域別では、三野町65、井川町96、池田町188、山城町50、西祖谷山村31、東祖谷43の自治会数となっています。

山間部においては少子高齢化の進行や人口の流出が続き、過疎化の波はますます厳しくなっています。特に厳しい地域集落においては孤立した集落が散在し、既に全戸離郷により消滅した集落や近い将来消滅を予想される集落も各地域で見られます。生活共同体としての機能が失われ、さらに状況が進行するなかで、旧来からの地域社会の区分は崩壊しつつあります。今後、地域の再編成等も考慮しながら住民の自主的な地域活動を助長し、地域の連帯感と生活共同体機能の回復を図る必要があります。

中心市街地においても、近隣市町に立地する大型量販店での消費や少子高齢化と過疎化の進行による消費人口の減少が、商業の低迷を深刻なものにしています。今後は、これらの要因から脱却するためにも企業誘致を積極的に進め、商店街の近代化と再整備、景観保全に配慮した道路拡幅、歩道の新設、公園、駐車場の整備等を行い都市的機能の向上を図るとともに、魅力ある都市景観を創出する市街地整備が必要です。また、良好な宅地の計画的整備の促進とともに、道路整備と連動した住宅地整備を図る必要があります。

また、少子化による影響から、小中学校の統合が進んでおり、平成24年4月1日現在、28校の休廃校の学校施設があります。今後も増える事が予想され、こうした施設の有効活用に向けた取り組みが、必要になっています。

基本方針

広大な行政区域を有する当市においては、公共の福祉を優先させながら、健康で文化的な生活環境の形成や、豊かな自然とまちが調和する土地利用を推進します。特に、山間部において高齢化過疎化が進み集落機能が低下するなか、新たな定住と交流を育むため、安心安全な生活空間の維持ができるよう、集落の環境整備を推進します。また、中心街区においては、活力ある商店街形成や住宅環境の整備に努め、都市的機能の向上を図り、魅力ある都市景観を創出します。

休廃校施設の有効活用の方策を探るため、校区住民との意見交換会やホームページでの活用アイ

デアの公募等を行い、それらの意見を基に、検討委員会において協議を行い、今後の施設の活用を進めます。

具体的施策

中心市街地活性化の推進

中心市街地としての都市機能の向上を図る施策を展開します。

企業誘致の推進

企業立地促進条例により、工業団地や各地域の遊休地などに積極的な誘致活動を推進し、雇用の場の増大を図るよう努めます。

住宅地整備の推進

市外への世帯流出を抑制し、若者の定住促進はもとより、UJIターン者の受け入れや団塊世代のニーズに沿った住宅地の開発整備を進めます。

集落環境整備の推進

各関係機関連携のもと、集落の生活基盤、生産基盤を整備し、地域の生活共同体機能の回復を図ります。また、安心安全な生活空間の維持ができるよう、集落の環境整備を推進します。新たな定住と交流を育むため、空き家情報の提供や山村留学、自然体験型観光農林業などの取り組みを進めます。

地籍調査事業の推進

土地の境界の明確化、災害による現地変形の復元、課税の適正化・公平化等を図るため、市内全域の早期完了を目指します。また、土地所有者の高齢化等により荒廃が進む山間部について、境界の早期確定に努めます。



2 農林用地の保全・整備

現状と課題

三好市の総面積 721.48 のうち、可住地面積は 94.16 で割合は 13.0%と極端に低く、その多くは広大な林野で占められています。

農地は、急峻な地形で急傾斜地の立地条件の悪い耕地が多く、平坦な耕地は少ない状況にあります。急傾斜地での生産性は低く、後継者不足や高齢化等により耕作放棄地が拡大し、耕地利用率が

低下してきています。今後においては、地域の特性を活かした効率的な土地利用を考慮し、観光開発や商工業との有機的連携を図り、総合的、計画的な土地利用の整備が必要です。

市全体の88%を占める林地は、植林された森林において間伐対象面積がピークに達している反面、木材価格の低迷、後継者不足、高齢化、不在地主、境界不明確等に加え林業生産基盤整備の立ち遅れ等から、生産性意欲の減退が起こり、適切な森林の保全管理が十分に行われていない状況にあります。また、森林は、水源涵養、国土保全、環境保全、災害防止等、公益的機能において重要な役割を果たしています。今後においては、広大な森林や緑の自然美を三好市の宝として都市住民の憩いの場、レクリエーションの場として、観光と林業を連携し、自然環境との調和に配慮した健全な森づくりと森林資源の有効活用を図る必要があります。

農地・林地面積比較表

区 分		単 位	三好市	徳島県	四国	全国	県内24市町村別順位 (降順)
総土地面積			721	4,146			
耕 地	耕地面積	ha	1,520	31,100			
	田	"	372	20,700			
	畑	"	1,140	10,400			
	耕地率	%	2.1	7.5	7.7	12.2	22位
	耕作放棄地率	"	47.1	14.4	16.5	8.6	1位
林 地	林野面積	ha	62,897	312,432			
	国有林	"	9,433	18,092			
	緑資源公団	"	2,423	13,607			
	公有林	"	4,878	22,914			
	私有林	"	46,163	257,819			
	林野率	%	87.2	75.4	74.2	66.7	4位

(資料：2010年農林業センサス)



基本方針

農林道網の整備を推進し、農業生活基盤の充実、木材生産機能の強化に努めるとともに、森林の持つ国土保全機能の整備を進めます。また、自然環境、景観の保全に留意しながら、観光レクリエーション、自然体験、保養の場としての活用を図ります。

具体的施策

農業基盤整備の推進

農業生産や農業経営の利便性向上のため、また、農地の保全や田畑が持つ防災機能の確立のために、農道・農業用水路施設整備、ほ場整備、農業用ため池整備などの土地改良事業を地域の要望を踏まえながら、国県の補助事業を活用して推進します。

遊休農地利用の推進

地域農業の担い手を育成することにより、遊休農地の解消を図ります。また、都市と農村とのふれあい交流の場として、農村公園、自然体験型観光農園、市民農園などの整備を進めます。

健全な森づくりの推進

森林経営計画に基づき、林道・作業道の路網整備を進め、高性能林業機械による搬出間伐の効率化の推進を行い、健全な森林づくりを進めます。

森林の多目的機能の推進

国土保全、環境保全、水源涵養、防災機能等、森林の公益的機能を維持するために、天然林の保全、人口林の計画的な下刈、除間伐などの森林整備事業を推進します。また、近年の健康志向、自然志向ブームやライフスタイルの多様化に対応し、森林浴や自然体験等、森林とふれあい親んでもらう場づくりや、グリーンツーリズム等の取り組みを進め、都市と連携した健全な森林づくりを推進します。

水源涵養：森林の土壌が降水を貯留し水源となり河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。

ほ場整備：小区画・不整形な農地や分散した耕作地を区画整理し附帯する道路整備、用排水路整備等を行うこと。



第2節 交通体系の整備

1 道路の整備

現状と課題

三好市における道路形態は、徳島自動車道、国道32号、192号、319号、438号、439号、主要地方道鳴門池田線、一般県道とこれと接続する一般市道及び農林道により形成されています。市道及び農林道については、以前と比較すればある程度改善され、住民の生活圏の拡大、生産活動あるいは、地域間交流に大きな役割を果たしています。

しかし、地域別にみると広大な面積と脆弱な財政状況のなか、これまでの整備に遅れをきたし大きな格差が生じている現況があります。さらに、国道、県道にしても整備が完全とは言えない状況にあります。

特に主要地方道、一般県道は幅員が狭く小さいカーブが多い上、安全施設も十分とは言えません。さらに、市道、農林道については、行政区域が広範であるうえに、急な地形上の制約から、その整備も不十分であります。そのため、今後においても地域の実態を考慮しつつ計画的な整備を行うことが必要です。

また、三好市が四国のほぼ中央部に位置し、四国の交通ネットワークの要衝地にあることや県西部における交流都市としての機能を果たして行くためにも、高速自動車道の四車線化の実現が求められています。また、国、県道の整備拡充を要望していくとともに、市道、農林道の整備など、総合的な道路交通体系の確立が重要です。

基本方針

県西部の中心都市として、また安全性・快適性の向上や防災対策を見据え、高速道路や幹線道路から生活関連道路まで、市内道路網の整備を計画的に進めます。

具体的施策

地域幹線道路の整備促進

広域的、経済的進展を図るため、高速交通網に対応した国道、県道の整備充実を強く要望するとともに、地域間交流のための幹線道路網の整備を促進していきます。

特に、猪ノ鼻道路や大歩危トンネルの早期完成を強く要望します。猪ノ鼻道路は異常気象時における事前通行規制区間の解除により、安全で円滑な交通を確保するとともに、徳島県西部地域と香川県西部地域の連携強化を支援できるなど多くのメリットが期待されます。また、大歩危トンネルにおいては、事前通行規制区間が解消されることで、第三次緊急医療施設である「県立三好病院」への定時制が確保されます。

現在、猪ノ鼻道路、大歩危トンネル（32号改築防災事業）については、国土交通省において早期供用を目指し事業を推進しており、一層の事業促進に努めます。

また、これらのトンネル掘削で発生する残土の有効活用にも努めます。

生活道路の整備推進

市道については、幹線道路と有機的に結びつく道路整備を図り、経済活動や利便性を向上させます。観光拠点へのアクセス道の整備に努めるとともに、老朽化が進むトンネルや橋梁等においても長寿命化修繕計画を基に、修繕補修や落橋防止対策事業の実施を推進し、さらには道路パトロールを充実し、計画的かつ効率的な維持管理に努めます。

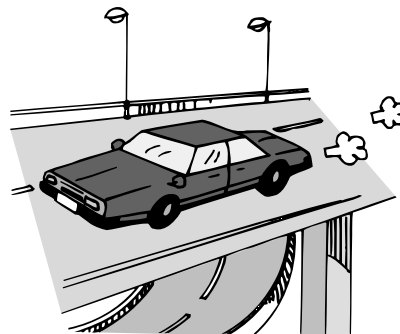
また、規模の小さい道路改良や舗装・修繕などは市民要望が非常に多いので、緊急性、経済性等を考慮しながら計画的に整備を推進します。

山間部道路網の整備

地域産業の振興に必要な農道・林道は、都市部と山間部の交流活発化を図るため、また、集落の生活の利便性向上のため、改良・舗装等の緊急性、経済性等を考慮し、計画的な整備を行います。

事前通行規制区間：過去の記録等から多雨等の異常気象時に事故の発生等が予想される箇所について、予め基準値を定めておき、この基準を超えた場合に事前に通行規制を行う区間。

第三次緊急医療施設：心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など一刻を争う重篤救急患者の救命医療を担当する施設。



2 公共交通システムの整備

現状と課題

三好市における公共交通機関として鉄道や高速バスが広く利用されており、鉄道ではJR阿波池田駅を重要な乗換駅として土讃線と徳島本線があり、東は、井川町に佃駅と 駅があり、西は、山城町に祖谷口駅、阿波川口駅、小歩危駅、西祖谷山村に大歩危駅があります。地理的、地形的条件によりJRが開通していない地域は、三野町及び東祖谷となっています。

また、高速バスは、井川、池田を発着点として、神戸・大阪方面にアクセスしています。阿波池田バスターミナルなどを基点として路線バスが運行され、公共交通の無い地区については、委託による路線バス及びスクールバス等の運行により、主に通院や通学等、高齢者、子ども、学生などの交通手段として存在しています。

しかし、過疎化や近年の車社会の普及により、鉄道やバスの利用者は、年々減少の傾向にあり、特に、路線バスの休廃止路線や大幅な赤字路線が増加しています。

四国縦貫自動車道の全線開通に伴い、これらの傾向はますます厳しくなっていますが、鉄道やバスは高齢者、子供、学生など他の交通手段を持たない人々にとっては日常生活や通院、通勤、通学

に欠かせない交通手段として重要な役割を果たしており、今後もその必要性は長く継続すると考えられるため、今後も公共交通機関として、委託による路線バス、スクールバスおよび地方路線バスの運行に伴う維持向上を図り、格差是正に努める必要があるといえます。

基本方針

公共交通は、地域経済の振興や市民生活の利便性向上のため、通勤や通学などに大きな役割を担っております。このため、利便性や快適性に配慮した適正な運行、旅客サービス向上などを関係機関に要望するとともに、市営バス・コミュニティバスの運行を計画し、地域住民に欠かせない交通手段の確保に努めます。

具体的施策

鉄道

地域住民や観光客の鉄道利用の増進を図るため、広域的な連携をとり、列車運行ダイヤの適正化、サービスシステムの充実などの要望活動を行うなど、実現に向けて引き続き運動を展開していきます。

バス

バス事業者に対し、利用者の需要に応じた運行体制の改善を要請するとともに、路線維持のための支援を行います。また、利用者ニーズに対応した市営バス・コミュニティバスの運行等、多様な交通手段による移動の確保に努めます。



第3節 生活環境の整備

1 良好な住環境の整備

現状と課題

三好市は、これまで若者定住事業による宅地供給やUJIターンを希望する都市住民の受け入れに取り組んできましたが、定住人口の増加は少なく、市外への世帯流出による人口減少化傾向は進んでいます。

現在、新たな定住と交流を促進する施策の1つとして、市外への人口流出を抑制し、UJIターン希望者や団塊の世代の受け入れ対策などのために、県と連携して移住促進を図る拠点組織「移住交流支援センター」を設置しています。ホームページを通じて、生活環境や空き家情報、求人情報などを発信するとともに、NPO法人や地域団体等の協力も得ながらさまざまな移住に対する相談に対応していくことが必要と思われます。

空き家の流通活発化により、移住者のスムーズな受け入れが求められる一方、良好な住環境を阻害しかねない空き家も存在しており、これらの老朽危険空き家の除去の問題も、新たな課題として認識されています。

三好市の中心部には都市計画区域が設定されており、都市的環境の整備を図りつつ、住民の生活環境の整備に努めています。快適な居住環境に包まれた良好な住宅及び災害に強い住宅は、健康で文化的な生活のために欠かすことのできないものです。

良好な住環境の整備を推進するため、三好市の木材を使用し、地域の人材で建てる質の高い木造住宅建築に対する補助制度もあります。

また、上水道の拡張事業により水道未普及地域の解消を図るなど、生活環境の基盤整備も行っています。行政だけでなく各種団体やNPO法人等との協働による住環境整備も重要となってきています。

三好市の市営住宅は、1,141戸（平成24年3月31日現在）あり、入居状況は地域間で格差があります。既存住宅においては、耐用年数が過ぎた住宅も多く、老朽化が激しい状況にあり、退去後は入居募集をしていない市営住宅もあります。

今後、地域間・世代間における公営住宅のニーズを明確に把握し、災害時の安全調査も早期に実施し、その結果をふまえて若者向け住宅や高齢者住宅など多様なニーズに対応した住宅の提供を図り、若者の定住や人口の流入を促進していくことが必要です。

三好市では、市内の各地域において日常生活における安全性と快適性を確保するため、地域の特性を活かした公園や緑地帯を整備しています。公園緑地は、市民の憩いと癒しの場やレクリエーションの場としてだけでなく、避難所や延焼防止など防災面の機能も果たします。そのため、恵まれた自然環境を保全しながら、地域の特性を活かした個性ある公園の整備や維持管理が求められます。公園の整備にあたっては、ワークショップなどの住民参加が必要であり、そのシステムづくりが課題です。

三好市営住宅戸数表

地区名	三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷	三好市 (合計)
戸数(戸)	209	192	428	145	105	62	1,141

(平成24年3月31日現在)

基本方針

恵まれた自然環境を重視し、三好市のキャッチフレーズである「自然が生き生き、人が輝く交流の郷」を目指し、生活環境整備に努めます。

若者及び団塊の世代の定住対策住宅や災害時に安全で高齢者や障害者などにやさしい住宅づくりを推進し、宅地造成や空き家情報の実態また、ニーズを早期に把握します。

市営住宅においては「三好市公営住宅等長寿命化計画」に基づいて計画的な整備・管理を行い良質な住宅の供給を進めます。

また、公園の整備・管理を検討するとともに、住民のニーズや地域の特性を活かした個性ある公園づくりを推進します。

具体的施策

宅地造成の促進

子育て世代、UJIターン希望者や団塊世代などの持ち家ニーズに対応するため、住宅需要の動向を調査・検討し、魅力ある宅地造成を促進します。

住環境の整備

恵まれた自然環境を重視し、農林業等各関係機関や各種団体・NPO法人等とのネットワーク化を図り、生活環境整備に努めます。

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、すべての人の利用に配慮した建物を促進し、人に優しいまちづくりを推進します。

木造住宅の耐震診断事業を実施し、耐震改修を推進します。

「移住交流支援センター」に情報を集約し、魅力的で具体的な情報提供、相談を実施できる体制づくりを推進します。

飲料水の給水区域の拡張を図り、住環境整備の基盤づくりを推進します。

市営住宅の整備

みんなに優しい バリアフリー化などに配慮しながら、老朽化に対応した設備の改善を計画的に進め、維持管理の充実を図ります。

若者の定住や市域外からの人口流入を促進していくため、多様な居住ニーズに応じた公営住宅の整備を検討します。

共同施設の維持運営に必要な共益費等の徴収を推進します。

住宅使用料の収納率向上のために、「支払督促」等の法的手続きにより徴収を強化します。

緑の環境促進

日常生活における安全性と快適性を確保するため、住民のニーズや地域の特性を活かした公園や緑地帯の整備を推進し、自然と花がいっぱいの美しい居住環境の整備を図ります。

避難所や延焼防止など防災面の機能も果たす個性のある公園整備を推進します。

タウンミーティング等で住民参画による公園づくりを推進します。

良好な景観形成

先人が培ってきた三好市の良好な景観を保全し、後世に引き継いでいくため、三好市景観計画・三好市景観条例により建築行為等に一定の制限を設けるとともに、良好な景観の形成が住む人・訪れる人双方にとってとても重要なものであるという意識を醸成します。

団塊の世代：昭和22～24年（1947～49）ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

移住交流支援センター：地域特性を活かした移住や交流に関する「総合的な受け入れ体制の整備」のため、市町との連携による設置を目指す活動拠点。

都市計画：都市内の土地利用・交通・緑地・防災・公共施設の整備などについての計画。能率的で、住民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

NPO法人：政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

ワークショップ：参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会のこと。

バリアフリー：障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

タウンミーティング：市の政策や地域の課題などを市民と市長が意見を交わす会の開催により市民の参画を推進する。

2 上水道・簡易水道の整備

現状と課題

三好市の水道規模は、行政区域内人口30,604人に対し、給水人口24,693人であり、普及率は80.6%となっています。（三好市水道課資料；平成24年3月31日現在）上水道は、旧池田町で明治41年3月に四国で初めて創設され、これまで12期にわたり拡張・改良工事を行ってきました。

上水道事業は、公営企業であり、ライフラインとして安定供給するため、老朽化した送配水管の布設替工事を行い、有収率と耐震性を上げる必要があります。

簡易水道は、広域にわたり17施設（三野町1箇所・井川町3箇所・池田町4箇所・山城町7箇所・西祖谷山村1箇所・東祖谷1箇所）が整備されています。

飲料水供給施設は、池田7箇所、西祖谷山村1箇所、簡易給水施設は、池田6箇所、山城1箇所ありますが、過疎・高齢化により給水人口は、年々減少しています。

山間地域における飲料水は、谷水や湧水を利用している地域もあり、濁水や台風等の出水時には濁水となり清浄で安定した生活用水の確保に苦慮しています。

地域間で普及率に格差があり、一部で施設の老朽化が進んでいます。今後これらの施設の適正な維持管理が求められると同時に計画的に未普及地域の解消に取り組む必要があります。

また、自然災害等の緊急時における非常用飲料水の供給も重要です。

基本方針

未普及地域の解消を計画的に進め、清浄で安全な水の安定的な供給に努めます。三好市簡易水道

事業等統合計画を基に三好市水道未普及地域解消計画を策定し、年次的な整備事業を実施するとともに健全な運営を行います。

具体的施策

水資源の安定確保

水源の安定確保を図るため、取水地の計画的な確保や改修を推進し、取水能力の維持・充実を図ります。

水の有効利用を促進していくため、水資源の有限性や生活様式の省資源化の啓発に努め、節水意識の普及に努めます。

水道未普及地域の解消

水道未普及地域の解消を図るため、上水道、簡易水道、飲料水供給施設など地域の実情に応じた整備方法を検討し、水道未普及地域解消計画に基づいた事業の進捗を図ります。

水の安定供給

ライフラインとして水の安定供給をするため、計画的に老朽化した送配水管の布設替工事を実施し、有収率を上げます。

市民が安心して暮らすことができるよう、地震など災害に強いライフラインの整備や、災害時の早期復旧体制の確立などに努めます。

水道未普及地域の解消を計画的に進め、清浄で安全な水の安定的な供給に努め、漏水防止や節水運動などを行い、水の有効利用を進めます。

渇水時における飲料水の確保が迅速に対応できるように対策づくりに努めます。

水道事業の健全化

経営健全化計画を策定し、経営基盤の安定化を図ります。

水道料金収納システムを更新し、業務の迅速化・効率化を行い、住民サービスの向上を図ります。

集中監視システムの整備により施設管理の一元化による効率化を図ります。

水道事業を安定かつ健全に運営していくため、適切な使用料の設定を行い、使用料の未収金の徴収に努めます。

収納率の向上と事務の効率化を図るため、口座振替やコンビニ収納の推進を行います。

普及率：行政区域内人口における給水人口の割合。

上水道：計画給水人口 5,001 人以上の水道施設。

公営企業：地方公共団体が経営する企業。水道・鉄道・バスなど。

ライフライン：生活の維持に必要な不可欠な電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう。

有収率：配水量と料金の対象となる水量の割合。

簡易水道：計画給水人口 101 人以上 5,000 人以下の水道施設。

飲料水供給施設：計画給水人口 50 人以上 100 人以下の水道施設。

簡易給水施設：計画給水人口概ね 20 人以上 49 人以下の水道施設。

3 下水道・浄化槽・農業集落排水の整備

現状と課題

三好市は、四国三郎吉野川、支流の祖谷川、銅山川をはじめ多くの河川、溪流に恵まれています。今日、環境問題が注目されているなか、生活排水による公共水域の水質汚濁を防ぐことは重要な課題です。現在、浄化槽の普及状況は、全国平均 8.7% に対し、本県は 31.0% で、三好市においても県下第 5 位（「平成 23 年度徳島県環境白書」より）であり、施設設置は普及しているといえます。

浄化槽には、個人設置型と市町村設置型があります。個人設置型には、補助制度があるため普及率が高くなっています。市設置方式は、井川町、山城町（PFI 方式）で実施しています。

今後は、平成 22 年 1 月に策定した三好市生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽の設置方法の方向性を示し、環境行政を推進していく必要があります。

農業集落排水施設は、池田町の西州津地区に整備されています。整備推進においては加入者の理解を得ながら、計画的に実施していかなければなりません。

基本方針

快適な生活環境を確保するため、生活排水処理基本計画に基づき、地域の実情に応じた計画的な整備を推進します。

具体的施策

排水整備の計画的推進

快適な生活環境を確保していくため、農業集落排水事業など地域の実情に応じた整備を実施し、整備計画に基づいた事業の進捗を図ります。

浄化槽の設置の促進を行い、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

施設管理の充実

汚水処理施設の点検整備など、適正な維持管理に努めます。

浄化槽市町村整備推進事業及び農業集落排水事業の健全化

生活排水処理基本計画を推進することにより経営基盤を強化し、健全経営を行います。

農業集落排水経営計画を策定し、経営基盤強化、健全経営を実施します。

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式：行政に代わって民間の資金、経営能力、技術力を活用して、より効率的に公共事業を行う方式で、平成 11 年度から日本に導入された。第 3 セクター方式とはことなり純民間資本の会社が事業を行う。農業集落排水施設：農業集落を対象とした排水施設。農業用排水の水質を守り、生活環境を改善し、明るい住みよい農村をつくることを目的としている。



第4節 情報通信網の整備

1 情報通信基盤・CATV網の整備

現状と課題

近年、急激にブロードバンド環境は進化してきています。今では、常時接続のブロードバンドで安価な定額制接続サービスはあたりまえとなり、インターネットの利用は一般的に、そしてさらには携帯電話、家庭電気製品といったものにも応用されるようになってきました。

しかし、年々通信技術が進歩するにつれて人々が必要とする情報量も増え、光ファイバーなどを使った超高速な通信網が必要になってきました。こういった環境は人口の多いところから整備されてきており、山間部や、人口の少ないところはまだ整備できていないといった状況の地域もまだ存在しています。

三好市の山間部等では、通信環境の整備に多額の投資が必要であるにもかかわらず、利用者の絶対数が少なく事業活動の採算が合わないため、民間通信事業者の環境整備が進まない現状です。

三好市ではCATV事業によってブロードバンド環境を整備し、市全域でインターネットの利用を可能にすることができ、市民の方々にもインターネットが一般的になってきています。

通信環境の充実を図る上では、情報格差が生まれたり、受けられるサービスの量や質に差が広がらないように努めていかなければなりません。また民間事業者にも、エリア拡大の働きかけをしていきます。

今日、携帯電話の進化も著しくなっています。スマートフォンがその代表といえますが、こういった端末を利用しての情報の入手方法も一般的になりつつあります。それに伴い、携帯電話用の高速通信網の需要も高まっており、地域によって格差が生じないような対応が必要になっています。

三好市発足に伴う行政サービスを更に充実するために、各総合支所及び各公共施設を結ぶ情報通信ネットワークは必須でした。また、新市まちづくり計画でも、地理的な情報通信環境の格差是正を解消するため、生活基盤としての情報通信ネットワークを整備することが求められたことで、合併前から協議を重ね、情報通信基盤の整備に着手しました。平成18年度末までに各総合支所及び各公共施設を結ぶネットワークが完成しています。

これら情報通信基盤の利活用について、国においては、「ICTスマートタウン」の実現に向けた取り組みが始まっており、「ICTスマートタウン」では、平時におけるICTの利活用と緊急時、災害時における防災、減災機能の発揮とともにワイヤレスやブロードバンド等のICTインフラ整備に連携し、利用者が使いやすい携帯端末デジタルテレビ、地域密着型のCATV等で住民参加を確保すること、そして、将来的な発展性や拡張性を確保した基本機能を求められており、三好市においてもさらなるICT利活用を推進していく必要があります。

インターネット以外の情報の入手といえば、テレビジョン放送が広く利用され、これまでの歴史や比較的容易な操作性、即時性等からメディアとしての浸透性は深く、情報を得る一般的な手段の一つです。

平成23年7月24日、アナログ放送から地上デジタル放送への完全移行には、三好市もスムーズに対応することができました。しかし、三好市内ではCATVでデジアナ変換を平成27年3月

31日まで行うため、まだアナログテレビから移行されていない家庭もあります。これらの家庭の地上デジタルテレビへの対応が求められています。

基本方針

情報通信基盤のさらなる充実を図り、三好市の情報化を推進し、だれもが同等のブロードバンドを利用できるように、デジタル・デバイドの解消に努めます。また、市民が情報通信技術の利便性を享受できるよう、その利活用を積極的に促進します。

具体的施策

情報通信基盤の整備・拡張

さまざまな分野で利用できる情報通信基盤の整備を推進し、地上デジタルテレビジョン放送等に対応した地域全体の通信・放送環境を整備します。

三好市民が高速な通信技術を利活用できる通信環境の整備を図ります。

携帯電話の利用エリア、また高速通信可能エリアの拡大を通信事業者に働きかけます。

C A T V事業のさらなる展開

C A T V事業のさらなる展開を検討し、行政情報および地域情報を市民が利用できる環境を整備します。また、今まで以上に安定した地上デジタルテレビジョン放送やインターネット環境を提供するため、現在使用している H F C地域の F T T H化を進めます。

地域・行政の情報通信基盤利用の推進

保健・医療・福祉、学校教育・社会教育、産業振興、文化・スポーツ振興他さまざまな分野において通信基盤を効果的に利活用できる環境の整備を図ります。

防災体制の充実を図るため、通信基盤を効果的に利活用します。

効果的な行政と電子自治体の実現のため、通信基盤を効果的に利活用します。

ユビキタス社会の形成のため、通信基盤を効果的に利活用します。

市民と行政が協働して行う「まちづくり」のため、通信基盤を効果的に利活用します。

地方分権化時代に対応できる行政システムの構築に、通信基盤を効果的に利活用します。

ユニバーサルな「まちづくり」のため、通信基盤を効果的に利活用します。

光ファイバー：通信に使用されるケーブルの一種で、データを光信号に変換して伝送するケーブルのこと。データ伝送速度の速さ、一度に伝送できるデータ量の大きさが優れている。現在では最大 10 Gbpsの非常に安定した高速伝送が可能。

C A T V：テレビ放送を電波ではなくケーブルで送信するテレビ放送。80年代に入ってからデジタル放送も導入した多チャンネルの都市型C A T Vが普及し今や主流となっている。また、C A T V回線経由でインターネットに接続するプロバイダーサービスを行うことが多い。

地上デジタル放送：地上の電波塔から送信されるテレビ放送をデジタル化したテレビ放送。地上デジタル放送を利用することによって高品質で劣化もないデジタル放送を受信することが可能。地上デジタル放送を受信するには対応した機器が必要で、既存のテレビでも別途対応したチューナーを購入すれば視聴することができる。2011年7月にはアナログ放送はすべて終了した。

デジタル・デバイド：情報技術の恩恵を受ける格差を指す。

H F C：C A T V網のネットワーク構成方法の一つで、光ファイバーと同軸のケーブルを組み合わせたもの。基幹部分に光ファイバーを用い、光電気変換装置を介してユーザ宅の引き込みには同軸ケーブルを用いる。

F T T H：光ファイバーを伝送路として一般個人宅へ直接引き込む、アクセス系光通信の網構成方式のこと。

ユビキタス社会：場所や時間に制限されることなく、情報を自由自在にやりとりできる社会。